

お知らせ

市税の納期限

9月2日(月)は市・県民税(2期)、国民健康保険税(2期)の納期限です。期限内に納付してください。

問 収税課 ☎ 29988・9073

毎月第2・4土曜午前は休日開庁

一部の業務を行います。詳細は市HP(Q:休日開庁)をご覧ください。

HP (Q:休日開庁) をご覧ください。

☎ 8月10日(土)・24日(土)午前8時30分〜午後0時30分

場市役所1階、まちづくりセンター(並木除く)、上下水道局庁舎

問 経営企画課 ☎ 29988・9027、上下水道お客様センター ☎ 2921・1080

所沢市プレミアム付商品券 購入対象者に案内を郵送

令和元年10月〜2年2月に市内取扱店で使える商品券です。プレミアム率は25%です(最大2万5千円を2万円で購入可能)。

☎ 令和元年年度住民税が非課税の方(同一生計の家族に住民税課税の方)がいる場合除く

☎ 平成28年4月2日〜令和元年9月30日生まれの子がいる世帯の世帯主

郵送日 ①8月中旬②9月下旬

問 同商品券コールセンター ☎ 0120・7699・513



取扱店の目印はコレ!

各種手当の現況の届出

各対象者に案内を郵送します。提出がないと手当が支給できませんので、ご注意ください。詳細は案内をご覧ください。

児童扶養手当

- ☎ 8月1日(木)〜30日(金) 子育て支援課 ☎ 29988・9124
- ◆ 特別児童扶養手当
- ☎ 8月9日(金)〜30日(金) 子育て支援課 ☎ 29988・9223
- ◆ 特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当
- ☎ 8月9日(金)〜30日(金) 障害福祉課 ☎ 29988・9116

ひとり親家庭等医療費助成制度

高額療養費や付加給付金を除く保険診療分の自己負担金を助成します。次のいずれかに該当する児童と、その児童を養育している父母など

- ▼ 父母が離婚
- ▼ 父または母が死亡
- ▼ 父または母に一定の障害がある
- ▼ その他の理由で父または母がいない

留意事項

- ▼ 申請が必要
- ▼ 児童が18歳になった年の年度末までが対象

申請者やその配偶者、同一生計の直系親族、兄弟姉妹の所得制限あり

▼ 児童福祉施設(母子生活支援施設・通園施設など除く)などに入所の場合は対象外

問 子育て支援課 ☎ 29988・9124

未婚の児童扶養手当受給者に臨時・特別給付金を支給

未婚の児童扶養手当受給者に17、500円の給付金を支給します。支給には申請が必要です。詳細は、同手当現況届の案内に同封しています。

☎ 同手当を未申請の方が給付金を受けるには、10月31日(木)までに同手当の申請が必要です。

問 子育て支援課 ☎ 29988・9124

難病患者見舞金

市内在住で、指定難病医療・特定(指定) 疾患医療・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方(所沢市重度心身障害福祉・特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当受給者除く)

☎ 平成27年4月以降に申請し、受給された方は対象外です。

問 受給者証、印鑑、振込口座が分かるもの(20歳以上は本人名義)を市役所1階障害福祉課 ☎ 29988・9116に直接

交通遺児援護一時金

☎ 平成30年4月1日以降に交通遺児などとなった県内在住の18歳以下の方

給付額 10万円(1回のみ)

申請期限 8月30日(金)(令和元年11月支給分)

☎ 申請書は市役所1階交通安全課 ☎ 29988・9140で入手できます。

問 県・防犯・交通安全課 ☎ 048・8330・2958

地域資源活用・ものづくり総合支援補助金(2次)

地域への経済波及効果が期待できる新たな取り組みを一部補助します。次の全てを満たす中小企業者

- ▼ 製造業または農業を営む
- ▼ 市内在住の個人または市内に本店がある法人
- ▼ 必要な許認可を取得済(見込み含む)

対象事業(上限額)

- ▼ 産業財産権取得事業(30万円)
- ▼ 販路開拓事業(10〜150万円)
- ▼ 新製品・技術・サービスの開発事業(30〜150万円)
- ▼ 人材育成事業(30万円)

☎ 審査で選定します。詳細は市HP(Q:ものづくり)をご覧ください。

☎ 8月30日(金)までに市役所別館産業振興課 ☎ 29988・9157に直接

国民年金保険料の納め忘れに注意

納付期限は翌月の末日です。期限までに納めないと、万が一のときの障害年金や遺族年金を受給できない場合があります。

納付期限を過ぎてしまった場合は、2年以内なら納めることができます。将来の年金受給のためにも、できるだけ早く納めましょう。

月額保険料 16,410円

☎ 納付書の再発行や口座振替、クレジットカード払いを希望する場合は、

平成30年度「情報公開・個人情報保護制度」の実施状況

【実施機関】市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、議会

問 市政情報センター ☎ 2998-9206

◎ 詳細は市HP(Q:情報公開)、市役所1階同センターをご覧ください。

情報公開制度の実施状況

実施機関	受付件数		決定等の状況			
	件数	文書	公開	部分公開	非公開	取下げ等
市長	95	498	104	372	21	1
教育委員会	9	76	45	29	2	0
監査委員	1	2	0	2	0	0
上下水道事業管理者	19	34	28	6	0	0
合計	124	610	177	409	23	1

◎ 上記以外の実施機関への請求などはありませんでした。

個人情報保護制度の実施状況

① 請求・申出の受付処理件数

実施機関	受付件数		決定等の状況						
	件数	文書	開示	部分開示	非開示	訂正等	部分訂正等	非訂正等	取下げ等
市長	54	168	121	34	12	0	0	0	1
教育委員会	3	10	3	6	1	0	0	0	0
合計	57	178	124	40	13	0	0	0	1

◎ 是正の申出と上記以外の実施機関への請求はありませんでした。

② 個人情報取扱事務の届出件数…990件

会議の公開の実施状況

実施機関	傍聴できた会議		傍聴できなかった会議(一部傍聴可含む)		合計	
	件数	傍聴者数	件数	傍聴者数	件数	傍聴者数
市長	78	72	481	0	559	72
教育委員会	22	7	9	1	31	8
上下水道事業管理者	4	0	0	0	4	0
合計	104	79	490	1	594	80

不用なおもちゃをお譲りください



自宅に眠る不用なおもちゃを、必要な市民の方に再使用してもらう事業を行っています。まだ使えて不用なおもちゃがある場合は、東所沢工コステーションまたは、リサイクルふれあい館をお持ちください。ご協力をお願いします。

問 同館 ☎ 2994・5374

全国家計構造調査にご協力を

家計の実態を総合的に把握するため、総務省統計局が実施します。8

川の水質異常の発見にご協力を

川で、大量の死魚、油の流出などの異常を見つけたら、環境対策課にご連絡ください。被害を最小限に抑えるため、迅速な対応にご協力をお願いします。

問 同課 ☎ 29988・9230

歩きたばこをなくしましょう

「所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例」を定め、歩きたばこ(自転車乗車中含む)の防止に努めています。

▼ 公共の場所で喫煙を制限

▼ 路上喫煙禁止地区で喫煙を禁止

▼ 市内全域で吸い殻のポイ捨て禁止

▼ より一層の喫煙マナーの向上のため、ご理解とご協力をお願いします。

問 生活環境課 ☎ 29988・9370

見舞金の請求を忘れていませんか?



交通災害共済加入者が交通事故に遭ったとき、故に遭ったとき、見舞金が支給されます。請求期間が事故発生日から2年以内です。車両が関係する交通事故に遭った方は、忘れずに請求してください。

問 交通安全課 ☎ 29988・9140

チャイルドシート・シートベルトを使いましょう

悲惨な交通事故から身を守るために、チャイルドシートやシートベルトを使いましょう。特に、シートベルトは、自動車の後部座席も着用が義務付けられています。必ず使いましょう。

問 交通安全課 ☎ 29988・9140